

町民プールを一般開放します

●開放期間

7月16日(土)～7月18日(月・祝)

7月23日(土)～8月18日(木)

※7月25日(月)は午前中のみ、7月26日(火)

・27日(水)は午後のみ開放

※7月28日(木)は休み

●利用時間

午前9時～午後4時

(正午～午後1時まででは施設し閉場します。)

※8月13日(土)は午後3時まで開放します。

※白鷹中水泳部活動により、コースの一部を制限する場合がありますので、ご了承ください。

●注意事項

①プールへは、白鷹中体育館北側から入場してください。

②幼児が利用する場合は、必ず保護者が付き添ってください。

③監視員の指示には、必ず従ってください。

④入水前に準備運動を十分に行ってください。

⑤水鉄砲などは、持ち込みを禁止します。

⑥ほかの人の迷惑になる行為はおやめください。

⑦持ち物の管理は、自己責任で行ってください。

⑧自転車にはカギをかけ、プールわきの駐輪場にとめてください。

※7月28日(木)は第53回白鷹町小・中学校及び町民水泳大会が開催されるため、終日、一般開放は行いませんのでご了承ください。

【問い合わせ】

教育委員会生涯スポーツ係 ☎85-6147

介護保険のはなし

平成28年8月から 食費・部屋代の負担軽減の判定基準が変わります

○介護保険3施設(介護老人施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代について、低所得の方には負担軽減を行っています。

○負担軽減判定の結果、利用者負担段階が第2段階となるのは、合計所得金額と課税年金(老齢年金など)収入額の合計が80万円以下の方でしたが、平成28年8月から、新たに非課税年金(遺族年金と障害年金)の額も含め判定します。非課税年金を含めた収入が80万円を超える方については、利用者負担段階が2段階から3段階に変更になりますが、負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

【問い合わせ】健康福祉課介護保険係 ☎86-0213

利用するには申請が必要です！

- 健康福祉課窓口で申請をします。
申請の際に前年に受給した非課税年金の種別の申告をお願いします。
- 介護保険負担限度額認定証が交付されます。
- 介護保険負担限度額認定証を提示してサービスを利用します。
※認定証の有効期限は1年(8月～翌年の7月)です。必要な方は1年ごと更新手続きをしてください。

■利用者負担段階(平成28年度8月～)

利用者負担段階	対象者	
第1段階	①世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ②生活保護等を受給されている方	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円以下、 夫婦で2,000万円以下の方
第2段階	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	
第3段階	世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が住民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	